福祉情報

おきなわ

Vol.97
2004.9.1

2 特集 宅老所・グループホームを考える
4 社会福祉法人のチャレンジ「松籟会」
5 沖縄県共同募金会より
6 市町村社協合併に向けて
7 知っておこう！生活福祉資金貸付制度
8 ほっとニュースTopics
9 シリーズ活動最前線「ハンドレッグツアーズ」
福祉施設経営相談Q&A
10 介護実習普及センター「はあとふるケア」
11 ソウェルクラブおきなわ
12 県民児協広報「ふくらしゃ」
14 インフォメーション

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として共同募金配分金を使用させていただいております。

編集・発行
沖縄県社会福祉協議会・沖縄県福祉人材研修センター・沖縄県民生委員児童委員協議会
〒903-8603 那覇市首里石嶺町4丁目373番地の1（沖縄県総合福祉センター内）TEL.098-887-2000 FAX.098-887-2024
http://www.okishakyo.or.jp/

Information

沖縄県社会福祉大会開催

第四十七回沖縄県社会福祉大会を左記のとおり開催します。当日は式典の他、惣万佳代子氏を講師に迎え、記念講演を行います。

本大会に関する問合せは、県社協地域福祉企画部まで。

▼スローガン＝『地域福祉』つながる心でまちづくり
▼日時＝十月十五日（金）
午後一時三十分開会
▼会場＝沖縄コンベンションセンター劇場棟
▼記念講演
講師＝惣万佳代子（特定非営利法人 デイサービスこのゆびとーまれ理事長）
演題＝「笑顔の大家族このゆびとーまれ～「富山型」デイサービスの日々～」

ご寄付ありがとうございました。
（平成16年6月～7月20日）

名嘉山　則子 様 ………………… 100,000円
栗原　章藏 様 ………………… 2,000円
平良　真一 様 ………………… 20,000円
首里中23期生同期会実行委員会 様
………………… 80,000円
沖縄電力総連・生活協同組合　様
………………… 198,019円
㈱サンレー　御中 ………………… 500,000円
沖縄明治乳業㈱　御中
……… 明治ファミリー劇場チケット　395枚
沖縄マツダ㈱　御中 …………… 車イス　2台

第八回 芸能チャリティー公演

「福祉活動資金づくり協力　第八回　芸能チャリティー公演」が左記の日程で開催されます。詳しいお問合せは沖縄県社協総務部まで。

▼主催＝沖縄県社会福祉協議会
▼共催＝第八回芸能チャリティー公演実行委員会
▼日時＝十月十七日（日）
昼の部　午後一時三十分（開演）
夜の部　午後六時〇〇分（開演）
▼会場＝沖縄コンベンションセンター劇場棟
▼入場料＝前売　一、五〇〇円
当日　二、〇〇〇円

「ふくし」アイデアコンテスト

沖縄県社協では、「ふだんのくらしのしあわせづくりアイデアコンテスト」と題し、県民から幸せを生み出すアイデアを募集する。優秀作品については、賞状と記念品を授与するほか、アイデアを実現するための取り組みについて検討する。応募方法は次のとおり。問合せは沖縄県社協広報係まで

▼テーマ＝「誰もが幸せを感じるみよい沖縄を創るためのアイデア・夢」
▼応募対象＝一般県民どなたでも
▼応募締切＝九月三十日（木）迄
▼方法＝絵画、作文・レポートいずれかを選択

31st 国際福祉機器展 H.C.R.2004
Int. Home Care & Rehabilitation Exhibition 2004
会期 2004年10月13日㈬～15日㈮
開場時間 午前10時～午後5時
会場 東京ビッグサイト 東展示ホール
（東京都江東区有明3-21-1 Tel. 03-5530-1111）
入場料 入場無料（登録制。当日または前日）
出展社数 15カ国 644社
WEBサイト http://www.hcr.or.jp
《福祉機器製品情報9月24日一斉更新!!》

世界の最新福祉機器を総合展示
過去最大15カ国644社出展！
http://www.hcr.or.jp

H.C.R.2004出展製品カタログ集
福祉機器2,000点以上掲載！
A4判／380頁／1,000円（税込。送料別）
FAXかハガキで、主催事務局までお申込ください。
9月末日発行!!

■特別セミナー 入場無料
「福祉機器選び方使い方」連日開催!!
プログラムはH.C.R. WEBサイトで！
■出展社ワークショップ／セミナーも連日開催！！

国際シンポジウム 要参加申込 参加費2,000円
英国の医療・福祉制度の歩みと展望
ベバレッジ報告から60年、今後の方向とは
日時 10月14日（木） 13:00～15:30
会場 東京ビッグサイト国際会議場
お申込は、H.C.R. WEBサイト
http://www.hcr.or.jpで。
【シンポジウムに関するお問い合わせ先】
TEL: 03-3479-5061

H.C.R.2004主催事務局
保健福祉広報協会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
Tel. 03-3580-3052／Fax. 03-5512-9798

特集 宅老所・グループホームを考える

介護保険制度開始から四年、高齢者福祉を支える社会基盤整備が進められる中で、介護保険制度以外でも高齢者介護の受け皿が広がりを見せている。その中の一つが、「宅老所・グループホーム」。家庭的な雰囲気の中で支え合って暮らす場を提供する宅老所・グループホームに注目が集まっている。今回は県内の宅老所・グループホームを追ってみた。

『小規模多機能』ケア

宅老所とは、「地域密着」「小規模」「多機能」の性格を備えている施設をさす。具体的には身近な地域にあって家庭的な雰囲気の中で日中を過ごすことができ、必要に応じて、泊まり、居住、通い、出向き、マネジメントといった機能を提供する施設である。様々な機能を備えることで介護コストの効率化と利用者ニーズへの柔軟な対応の両面を実現することができる。改装した民家など既存の建物を利用して開所することが可能であること、NPO法人や有限会社などの民間参入がしやすいことなどを背景に、急速に各地に広まっている。また、小規模の集団が同じ屋根の下で共同生活するグループホームは主に痴呆性高齢者ケアの分野での実践が進んでいる。

沖縄の宅老所・グループホームの広がり

初めて沖縄に宅老所ができたのは平成五年、名護市の「ケア付き託老所※ 浅茅の里」(施設長、座波園子さん)のオープンである。制度も補助金もないままボランティア的な形でスタート。「高齢者の思いに添ったケアを」との強い熱意と周囲に支えられての運営であった。

その後、介護保険制度のスタートを契機に、介護保険事業所を併設する形で宅老所が各地に広がってきた。地域密着型で利用者主体の小規模多機能ケアを実践する宅老所が増えていく一方で、「介護ビジネス」への民間業者参入により商業主義を目指す所も少なくなかった。

そんな中、平成十二年には有志により「宅老所をつくろう会」が発足。毎月一回の会合をもち、経営理念や職員モラルについての勉強会がスタートした。翌年には、全国組織である「宅老所・グループホーム全国ネットワーク」やメディア、学識経験者の後押しもあり「沖縄県宅老所・グループホーム連絡会」設立に至る。

同連絡会には現在、十八の施設が加盟し、各種フォーラムや連絡会議を重ねている。事務局長の仲間勝弘さんは「サービス向上には経営者の研修は大切。横の連携を大事にしたい」と連絡会の意義について語った。

浅茅の里・利用者の声

「ケア付き託老所 浅茅の里」を訪れた。この日はデイサービスセンターに利用者約二十名が集っていた。施設長の座波さんは「民家を改装してバリアが多少残っても、そこに支えあうケアが生まれる。自力で動くことで介護度も自然と改善される。」と話した。また、宅老所の利用による介護費用の抑制、開設に伴う雇用拡大などの効果についても強調した。

浅茅の里ではリハビリやレクリエーションなど利用者が思い思いに過ごしている。そんな中でも、利用者の隣には必ずスタッフや他の利用者が寄り添っていた。二年半前からここを利用する仲井間次郎さんは三線を弾くことが日課。「ここでの生活は楽しい。とても助かっています。」と微笑んだ。

デイサービスの一コマ。三線の音色が部屋の雰囲気を和ませる。(浅茅の里)

宅老所・グループホームのこれから

これからの宅老所のあり方について、座波さんは「宅老所の多機能性を多角経営と履き違えるのではなく、それぞれのお年寄りにあったケアを提供できる『本物の介護』を目指していきたい」と語る。

また、「病院や大型施設の退所者の『受け皿』にとどまることなく、在宅生活に戻すためのケアを実践するのだとの視点も大切にしたい」と話した。

介護保険事業所と併設により、設備やスタッフを効率的に運用することが可能になった。これからはそのメリットを十分生かしてそれぞれの宅老所が多様なカラーをもち、サービスの幅を広げ、色々な選択肢を利用者に提供することが期待される。

県長寿社会対策室では、宅老所・グループホームの今後については「自己評価を補完する外部評価が十七年度より義務付けられる。その確実な実施を通して、サービスの質の確保に努めると共に、信頼できるケアを提供することを期待する。」とコメントした。

最後に

現在、社会保障審議会にて検討が進められている介護保険制度の見直しにおいて、地域密着型サービスの充実の方向性が打ち出されている。よって宅老所のような小規模多機能型のサービス提供の形態が今後ますます普及するものと思われる。もちろん既存の福祉施設においても介護や自立支援に大きな役割を果たしており、双方の特性を生かした介護の受け皿づくりが必要である。

鍵言葉(キーワード)

託老所と宅老所

宅老所は1980年代にこれまでの大規模施設のケアのあり方に疑問を持ったボランティアグループや施設職員等が自然発生的に集まり、スタートした。

当時は、特定の呼び名がなく「託老所」や「デイホーム」など様々な呼称が用いられた。今では、宅老所がそれぞれの地域のニーズを吸い上げ、柔軟な活動を続ける中で、「利用者の居場所として自宅と同じように過ごしてほしい」との位置づけが図られ、「宅老所」との呼び方が多く用いられるようになっている。

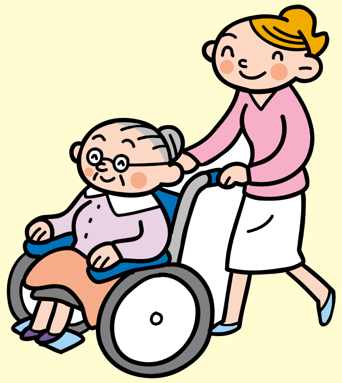

※本文中では固有名詞を除き「宅老所」で統一している。

社会福祉法人のチャレンジ

新たな社会福祉法人像の構築

「社会福祉法人松籟会」

～地域に屋根のないホームを～

一、法人・施設の概要

法人名　社会福祉法人松籟会
理事長　仲兼久　文政
事業所名　特別養護老人ホームかりゆしぬ村
施設長　仲兼久　文政
住所／名護市宇茂佐一八七三－一
TEL／〇九八〇－五三－一九三四

二、地域貢献実践の概要

・事業名
在宅老人夜間巡回（ナイトパトロール）福祉サービス事業

・事業内容
施設職員と地域ボランティア（福祉隣り組）が一緒になり、市内遠隔地・山村地域に住む独居老人等を夜間巡回訪問し、安否確認等を行う。

・開始年月日
平成六年十月十九日

三、実践に至った経緯と現状、課題

「昨晩は気分が悪くてね、もしかしたら死ぬんじゃないかと不安で眠れなかったよ。」特別養護老人ホームかりゆしぬ村のデイサービスに通う利用者が、職員に漏らした声である。それを聞いた職員は、「ハッと」胸を突かれるような思いを受けたという。「これまで、利用者が夜間どういう生活不安を抱えているのか気にはしていたが、適切な対応策を考えきれなかった。それが利用者の一声で法人としてどういう支援ができるのか考える契機になった」と、今から約十年前の様子を仲兼久所長は語った。

ゴールドプラン以降、高齢者福祉サービスの基盤整備が図られたが、在宅の高齢者の夜間時の緊急対応は今なお不十分だ。名護市の場合、特に山間、遠隔地に住む独居老人の緊急対応ついて役所や関係者間で検討がされてきたが、事の重要性から一刻も早い事業開始が望まれるため、法人の自己財源を投入し、全国的にも例がない取り組みが動き出した。

事業開始当初、特養と併設するデイサービスセンター・在宅介護支援センターの職員らがボランティアにより、二人一組で独居老人等を訪問し、体調をチェックしながら食事の摂取状況、火の元の安全等を確認した。対象者二十人を二コースに分け、一軒あたり週二～三回、約二十～三十分の時間をかけ滞在していたが、夜間一人で過ごす寂しさから、時間を忘れる程会話が弾んだ。当初、「そんな短時間で意味があるのか」と批判されたが、訪問中に倒れた老人が救急病院に運ばれ、一命を取り留めた例もあったという。

当時の現場責任者の国場多津子在宅福祉課長に話を伺った。「私達が定期的に訪問することにより、デイサービス利用中には気づかなかったことを本人が教えてくれるようになった。利用者との信頼関係を実感した瞬間でした。何より職員が地域をより知ろうとする意識が芽生えたことは、法人の大きな財産になりました。」

法人がこれまで培ってきた介護のノウハウを地域に提供・還元することは簡単だ。大事なのはその方法にある。地域住民が持つ感性を無視して、ノウハウや人的資源等を投入しても、それは単なる押し付けに他ならない。老人の不安が大きくかつ他の機関では対応できない夜間の見守りは、家族や地域住民からの期待も大きかった。法人と職員の地道な活動が地域に伝わり、やがて住民自ら協力員となり子供会も一緒に協力する等、担い手の裾野が広がった。

実は、法人の本当の狙いはそこにあった。「法人が前面に出るのは最初だけ。きっかけさえ作れば、後は地域が自然に考える。地域ができることは地域に任せ、法人は後方支援に徹する。」と仲兼久所長は語る。そこには法人と地域の役割分担や関係性が線引きされた「地域の未来デザイン」が描かれていた。

平成七年、これまでの実績が認められ、県単独補助モデル事業として衣替えした。補助事業が切れた今でも、協力員の手による巡回訪問やミニデイサービス事業が実施される等、「地域の福祉力」が着実にレベルアップした。今後は関係者間の課題の共有化と役割分担を明確にしながら後方支援のあり方を模索することが必要になってくるであろう。

四、今後の展望

松籟会は今、地域の福祉力を支えるために、法人機能の地域展開の方策を検討している。最近整備した宅老所やグループホーム等に相談機能を持たせることに加え、小規模多機能型の「地域サテライト構想」に着手したいと考えている。法人と独居老人という点と点で始まった事業が、地域を構成する様々な関係者間の幾重もの線で繋がった時、「安心」「信頼」がキーワードの「地域に屋根のないホーム」が実現できるのではないだろうか。

五、今回のチャレンジに思う

「このサービスは先駆的な事業とは思っていない。当たり前のことを当たり前にやっているだけ。」松籟会の経営理念は単純明快だ。その当たり前のことができないために社会福祉法人の公共性・公益性が今問われている。この経営理念と職員の「気づき」が重なり、地域にそのアンテナがしっかり向いた時、地域の福祉力「再生」の大きな原動力となることを示してくれている。

赤い羽根共同募金運動がスタートします！

目標額 2億3,820万円

運動期間10月1日～12月31日

スローガン／地域の福祉、みんなで参加

国民の善意のシンボルである赤い羽根共同募金運動が始まります。

今年も募金運動が、厚生労働省の告示により十月一日から十二月三十一日までの三ヵ月間にわたり「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに北海道から沖縄まで全国一斉に展開されます。募金運動初日の十月一日には、全日空株式会社の協力により第四十三回「赤い羽根空の第一便伝達式」が那覇市のパレットくもじ前にて開催されます。

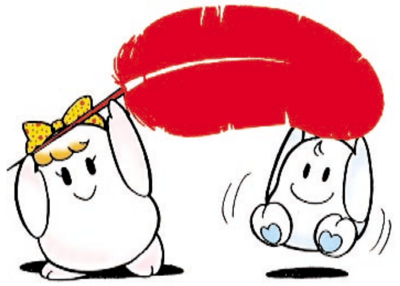

伝達式では、厚生労働大臣から県知事・那覇市長へ、中央共同募金会会長から沖縄県共同募金会会長・那覇市支会会長へそれぞれメッセージと赤い羽根が、全日空客室乗務員によって伝達されます。このあと、那覇観光キャンペーンレディなどが街頭募金を行い、道行く人々に協力を呼びかけます。

また、この日は宮古・八重山地区でも、日本トランスオーシャン航空の協力により客室乗務員から県知事メッセージと赤い羽根が伝達されるほか、各支会・分会でもそれぞれ募金の出発式が行われます。

さらに宮古地区では、共同募金キャンペーン車輌パレードも予定されています。

今年度の募金使途計画は、在宅福祉事業やボランティア育成事業など、地域福祉活動を行っている市町村社会福祉協議会の活動費として一億四千八百二十万円（六二・二％）、地域福祉活動団体の支援や民間社会福祉施設充実のために四千二百万円（一七・六％）、その他全県的な福祉事業推進のために四千八百万円（二〇・二％）が配分をする計画になっています。

皆様の温かいご支援、ご協力をよろしくお願いします。

沖縄県共同募金会
TEL.098-882-4353
FAX.098-882-4270
http://www.okishakyo.or.jp/html/kyoubo/

シリーズ 市町村社協合併に向けて(7)

「法人合併後の新社協組織体制構築の基本指針」を策定

市町村社協の法人合併を進めていく上で、合併後の新社協像をどのように描き、組織の再構築を図っていくかが重要な課題となる。県社協では、新社協の組織づくりについて論点を整理し、合併後の組織体制構築に向けた基本指針を策定した。その概要を二回にわたって紹介する。

《本所・支所体制の基本課題》

(1) 地域福祉圏域の設定

合併後の社協において住民参加の地域福祉活動、生活課題の把握、福祉サービスの効率的運営を進めるためには、住民により身近な活動圏域の設定が適当と考えられる。そのため、合併前の市町村域を地域福祉圏域として捉えなおし、新社協の重要な基盤の一つとして位置づけることが望ましい。

(2) 地域福祉圏域の活動拠点

①旧市町村を圏域とする地域福祉活動を進めるためには、適切な職員配置を含めた拠点環境の整備が不可欠であり、住民に身近な福祉センター等の活用が考えられる。

②この拠点は、新社協の機能の一部を担う「支所」と位置づけられる。

(3) 地域福祉推進委員会(仮称)の設置

地域福祉圏域において住民や当事者、関係者が地域の福祉課題を共有したり、その解決に向けて協議を行うとともに、福祉コミュニティづくりに向けて協働できるよう、支所活動の基盤的組織として地域福祉推進委員会を設置する。

(4) 本所の選定

①新法人が所有または占有できる建物であること。

②住民や関係者の交通アクセス及び駐車場の確保が容易であること。

③本所機能を担いうる事務室その他の設備が確保できること。また、当該地域福祉圏域の支所の併設が可能であること。

《本所・支所の機能の分担》

(1) 本所

法人経営の事務局として組織運営管理、総合的企画、支所間の連絡調整、福祉サービス利用支援、その他市町村全域で展開する事業の運営等を担う。

(2) 支所

在宅福祉サービス、相談事業、ボランティア・市民活動支援、福祉コミュニティづくりを進めるとともに、圏域内の福祉団体・住民組織等との連携協働を強化する。

《本所・支所間の連携》

(1) 事業部門

合併後、同じ市の住民に対して提供されるサービスや福祉活動参加の機会に差があることは適当ではなく、次のことに留意して速やかに事業の平準化、対象地域の拡大が望まれる。

①一部の支所のみで実施されている事業については、取り組みの経緯、ニーズ、効率性、有効性、公平性、優先性に関する評価をもとに継続・廃止を決定するとともに、他地域への普及が必要な場合は、本所及び実施社協の支援を進める。

②全ての支所において同様な手法で取り組まれている事業については、本所を中心に連絡調整を図り、当該事業の評価をもとに継続・拡充を進める。

③一部または全ての支所で実施されているが、事業の内容や手法に相違点がある場合は、それぞれの取り組みに関する評価をもとに平準化・広域化を進めるか、それぞれの長所を活かした役割分担をとることが考えられる。

(2) 庶務・経理部門

庶務及び経理に関しては、基本的に本所で統括することとなるが、支所においても、文書の収受・発信、起案、会費や利用料等の現金の受け入れ、小口現金の管理等が生じることから、支所・本所間の緊密な連絡が必要となる。コンピュータネットワークのWAN等を通じた文書・事務処理システム及び経理システムを構築し、業務の円滑化・効率化を図ることが望ましい。

①文書・事務処理ネットワークシステムの機能
文書収発管理・起案・決裁・勤務管理・旅行命令・超過勤務・休日勤務命令・行事予定管理・その他の事務管理機能

②経理ネットワークシステムの機能
給与管理・支所の出納管理・各種帳票照会・出力・介護報酬管理・分散入力・按分仕訳入力・伺書作成・その他の財務管理機能

(以下、次号)

知っておこう!生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的としている。貸付対象の世帯は次のとおり。

○低所得世帯＝世帯収入が生活保護基準の概ね1.7倍程度以下の世帯(※修学資金は1.5倍程度)
○高齢者世帯＝日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯
○障害者世帯＝障害者手帳などの交付を受けている者が属する世帯
○生活保護世帯＝現在、生活保護を受給している世帯

■貸付条件一覧表(平成16年度)

資金種類			貸付対象 低	障	高	保	貸付条件 貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
更生資金	生業費	・生業を営むのに必要な経費	○	○		○	(低所得世帯)280万円以内	1年以内*3	7年以内	3%
							(障害者世帯)460万円以内	1.6年以内*3	9年以内	
	技能習得費	・生業を営み、又は就職するために必要な知識・技能を修得するための経費、およびその期間中の生計を維持するために必要な経費					(低所得世帯)110万円以内 *1	・技能習得期間満了後6月以内	8年以内	
							(障害者世帯)130万円以内*1			
福祉資金	福祉費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器等の購入費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水、電気または暖房を設けるのに必要な経費 ・就職又は技能を習得するための支度費 ・その他、帰省費用、年金の掛金等の費用	○	○	○	○	50万円以内	6月以内*3	3年以内	3%
	障害者等福祉機器購入費	・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入等に必要な経費		○	○		80万円以内		6年以内	
	障害者自動車購入費	当該障害者が運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜等を図るための自動車購入費		○			200万円以内			
	中国残留邦人等国民年金追納費	・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	○	○	470.4万円以内		10年以内	
住宅資金		・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費	○	○	○	○	250万円以内	6月以内*3	7年以内	3%
修学資金	修学費	・高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な資金	○			○	高校 月35千円以内 高専 月60千円以内 短大 月60千円以内 大学 月65千円以内	卒業後6月以内	*4のとおり	無利子
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費					50万円以内			
療養・介護資金	療養費	疾病等の療養を行うのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するための費用	○		○		170万円以内 *2	貸付日から6月以内	5年以内	無利子
	介護費	介護サービスを受けるのに必要な経費及びその介護サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費								
緊急小口資金		緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の資金	○				5万円以内	2月以内	4月以内	3%
災害援護資金		災害等罹災から自立更生するための資金	○			○	150万円以内	1年以内*3	7年以内	3%
離職者支援資金		失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸付ける資金	○				月20万円以内 単身月10万円以内	1年以内	7年以内	3%
長期生活支援資金		低所得世帯の高齢者世帯対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金			○	○	・評価額の70%程度 ・月30万円以内	貸付期間*5	死亡など契約終了時	年3%又はプライムレートの低い利率

＊1 法令において知識・技能を習得する期間が6月以上と定められている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額15万円以内
＊2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、230万円以内
＊3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる
＊4 当面は資金運用の関係で修学資金の償還期間は、修学期間(貸付月数)の3倍以内とする
＊5 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

ほっとニュース Topics

このコーナーでは地域の話題を紹介します。

No.97

高齢者・障害者の視点を体験 交通バリアフリー体験施設 豊見城に開所

七月十三日、「交通バリアフリー体験施設」が豊見城市真玉橋にオープンした。同施設は、体験を通じて高齢者や障害者に優しい道路空間について考えてもらうことを目的に設置されたもので、沖縄総合事務局の南部国道事務所が運営している。

施設内に設置された八つのエリアでは段差や勾配、点字ブロックなどが設けられ、高齢者体験、車いす体験、アイマスク体験を通して、高齢者や障害者の視点に立った擬似体験を行うことができる。

雨水のたまりにくい歩道や傾きのない歩道など、土木技術の見地からバリアフリーやまちづくりについて学ぶことができる。こういった体験施設は全国的にも珍しい。今後、学校での「総合的な学習の時間」や福祉教育、地域における介護教室において活用が見込まれている。

取材当日に体験に訪れていた西原町在住の新垣さん親子は「初めての体験で大変だった」。「実際に体験してはじめて障害者の視点で物事を考えることができたと思う。」と感想を話した。

装具をつけて点字ブロックを歩行する参加者

県内初 ISO9001認証を取得 特養 読谷の里

読谷村にある(福)祥永会 特別養護老人ホーム「読谷の里」が昨年十一月ISO9001の認証を取得した。社会福祉施設の取得は県内初。

ISO9001とは、品質の保証によって顧客満足を高めている組織として国際規格の水準に達していることを認証する制度で、顧客(利用者)重視の信頼できる企業(施設)であることを証明するものである。

読谷の里が認証取得を目指したのは、ISOを施設経営の改善や業務の見直しを進める中での一つのツールとして役立てたいとする考えから。取得に向け、平成十四年八月より県外施設の視察などを経て準備を進めてきた。

ISO認証では組織運営全般にわたり審査を受ける。具体的には、経営者の責任や不適合に対する是正・予防処置の手順、記録の管理などの項目が挙げられる。

読谷の里では、職員全体会議を頂点とするピラミッド型の会議系統を以前から設けている。上意下達ではなく、ボトムアップ型の意思伝達の枠組みを設置していること等が今回評価された。

現在、認証取得から半年以上が経過、ISO導入の効果として、「継続的な是正改善システムが図られたこと」を挙げる。具体的には、事故・ミスの予防、再発防止に向けた改善対応の実効性について継続的にチェックできる体制が構築された。また、職員に対しても利用者の満足を高めるための意識が浸透してきた。

第三者の公平・厳正な目で組織の経営体制を継続的にチェックするこのISO制度は、現在導入が進められている第三者評価事業とともに、組織、利用者双方にとってのメリットがあり、読谷の里では「他の施設でも導入してほしい」と話している。

認証書を手にする「読谷の里」施設長 松田英子さん

特別養護老人ホーム読谷の里
読谷村字座喜味一八七五―一
電話▼〇九八―九五六―二〇〇〇

シリーズ 活動最前線

安心・満足な旅の水先案内 ハンドレッグツアーズ

今回は、バリアフリーツアーを企画・提供している旅行代理店「ハンドレッグツアーズ」(比嘉良和社長、読谷村)を訪れた。昨年七月にオープンした「ハンドレッグ」。社名には「お客様の手・足になってサポートしたい」との願いが込められている。同社では車いす利用者や人工透析患者で支援を必要とする方に対しても旅行のコーディネートを展開、好評を得ている。身体の状態や旅の希望は十人十色。通常のパックツアーでは無理な旅程となり、楽しむこともままならない。そんな悩みを解消し、無理なく安心して沖縄を満喫できるようハンドレッグでは、宿泊先から観光地、食事や移動手段について顧客の身体状態や希望に応じ、オンリーワンのプランを提案している。

顧客の相談に応じるスタッフの平田かおりさん。自身も車いす利用者である彼女は、各観光地や宿泊施設に出向き、車いすでの移動や使い勝手を実際に確認している。こうして集めた確かなデータやノウハウが顧客の希望とのマッチングの際に役立っている。「当事者だから相談してもらえる事もある。当事者だから気づく事もある。」と平田さん。バリアフリーツアーに特化し、キメ細やかに対応しているのは県内ではここだけ。今後更なる広がりが期待される。

また、人工透析が必要な方に対しては県内のNPOや病院と連携を図り、旅先で透析が受けられる態勢を確保。透析患者の長期滞在の沖縄旅行を可能にしている。

車いす利用者でも安心して気兼ねなく旅行を楽しめることは、当人はもちろん、その家族のリフレッシュにもつながる。そこから生まれるメリットは大きい。

行政に要望することは、との問いに「介助が必要な旅行者が旅先で介護保険サービスが受けられる手続きの簡素化」「視覚障害者のサポートを担う人材育成の充実」を挙げた。沖縄県に訪れる観光客は年間五百三万人。そのなかには車いす利用者や介助を必要とする者も多い。

観光バリアフリーにむけ行政も動き出している。今後は、「バリアフリー旅行を支えるソフト面の充実。旅行業界全体の意識改革も求められている」と語った。

(株)ハンドレッグ
読谷村伊良皆一六三―一
電話▼〇九八―九五六―〇一一一

福祉施設経営相談(労務管理編) Q&A

監修▼福祉施設経営支援事業専門相談員
社会保険労務士 江尻 育弘

Q1 遅刻・無断欠勤を繰り返す職員への対応についてアドバイス下さい。

A 懲戒を例にとると、懲戒処分は、刑罰と同じように罪刑法定主義の原則が適用されます。懲戒事由、それに対する懲戒の種類、程度が、あらかじめ就業規則に明記されていることが必要です。

就業規則に定める懲戒事由以外の事由で、職員を懲戒の対象とすることはできません(ただし、社会的にも悪質なケースは別です)。具体的適用については、「限定列挙説」が支配的なので、その表現については厳密性と的確性が必要です。ただ、限定列挙には限界があるので、「その他前各号に順ずる行為のあったとき」等の包括的事由を設けておくのが良いでしょう。

就業禁止を行うにあたっては、明文化し、その目的も明らかにしておいてください。「本人に反省を促し、直す機会を与えること」や、「弁明の機会を与えること」は、判例でもその手続きを重視する例がありますので、多少面倒でも書面のやりとりを行っておいてください。以上のような措置をとって懲戒の順序を踏んだうえで、なお、改悛の見込みがない時は、その理由によりますが、解雇に及ぶこともやむを得ないと言えます。

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営に関する相談を受け付けています。社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、様々な相談に対して、二名の経営支援員と、三人の専門相談員(弁護士、公認会計士、社会保険労務士)が対応しております。

沖縄県社会福祉協議会 経営者支援室
電話〇九八―八八七―二〇三七(直通)
FAX〇九八―八八七―二〇四三
〔労務管理に関するご相談は〕
江尻 育弘(社会保険労務士)
江尻事務所
那覇市金城五―七―十四 エクセルビル二―B
電話〇九八―八五七―一〇七七

民生委員が地域介護支援リーダー養成研修を受講

宜野湾市の民児協正副会長会十六名が地域介護支援リーダー（指導者）としての資質向上を図るため研修を受講した。

七月三日（土）に開催された本研修会は、長時間の研修にもかかわらず、地域介護を支えていこうと、受講者は終始和やかな雰囲気のなかにも真剣に講義に聞き入っていた。

沖縄県介護実習・普及センターでは「高齢者の介護は県民全体で支え合おう」を合言葉に、各種介護講座を主催している。本研修会も介護の知識や技術を普及していくための講座の一環として実施されたもの。

宜野湾市民児協は昨年、介護実習教室を受講。今回は更にレベルアップしたリーダー養成講座を受講し、介護を必要としている市民に対し支援活動を目指す。

受講した玉城宏会長は「これを契機に、支え合う介護普及に努めたい。」と話した。

介護実習普及センター はあとふるケア

ちょっとしたこと

砂利道・芝生等の介助方法

＊基本的に前輪（キャスター）を上げて、後輪のみで前進する

図1

（1―1）

車いすと介助者がはなれているとバランスがとりにくく、介助者側に全身的疲労感が増大しやすい。（腰痛の方は特に気をつけて下さい）

図2

（2―1）

車いすと介助者が近づけるように前進しながら、手前に重さがくるように走行する。

（2―2）

止まっている状態にした時、前方か後方に片寄りがないようにバランスを保持し、（2―1）のようなことを行なってみる。

図3

（3―1）

図1、図3のような対応をすると、手首・肩・腰に大きな負担が出てくると考えられるため、痛みを感じている所があればご注意下さい。

図4

（4―1）

背中はまるめこむようなイメージの姿勢。

（4―2）

肘は伸ばす。

（4―3）

グリップ部分より少し前の部分をつかまえた方が楽に介助ができると考えられる。

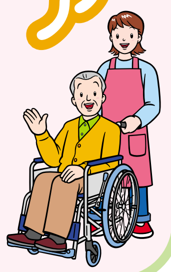

【お問合せ】沖縄県介護実習・普及センター 電話（098）882-1484

ソウェルクラブ おきなわ Sowel CLUB

大自然を満喫！「やんばるカヌー体験・自然観察エコツアー」日帰りバス旅行

ソウェルクラブおきなわでは会員の皆様の交流を深め、リフレッシュしていただくため、会員交流事業「やんばるカヌー体験・自然観察エコツアー」日帰りバス旅行を8月7日（土）、21日（土）の2回にわたり東村（慶佐次）にて実施しました。

午前中は慶佐次（げさし）湾のヒルギ林をカヌー体験。遊歩道の上からマングローブ林の生態や干潟に生きる小動物などを観察し自然の壮大さを実感しました。

午後からは近くのウッパマビーチでバーベキュー。自然の残った海岸でサンゴのかけらや貝殻などでクラフトを作ったり岩場に残った生き物たちの観察などをしながら楽しい時を過ごしました。参加会員からは「カヌーに初めて乗ったよー。楽しいね。」「子どもにとっていい体験になりました。」などの声があがり有意義な時間を過ごされていました。

離島在住会員のみなさまへ「入学祝金贈呈事業」を実施

離島在住会員にとってソウェルクラブのサービスは地理的なハンディがあり、利用しにくいという声がありました。その点を補うため今年度から「入学祝金贈呈事業」を実施したところ、小学校・中学校・高校に進学した17法人の会員のお子様方42名に入学祝金が贈呈されました。

沖縄県福祉人材研修センター
ソウェルクラブおきなわ事務局
沖縄県総合福祉センター東棟3階
TEL.(098)882-5703
FAX.(098)886-8474
E-mail:jinzai@okishakyo.or.jp
インターネットによる職業紹介システム「e-HOT」
http://www.fukushi-work.jp/

県民児協
広報情報誌
―第3号―
ふくらしゃ
～暮らしに福をもたらす人～

沖縄県民生委員児童委員協議会
事務所／沖縄県総合福祉センター
連絡先／TEL.(098)882-5813
FAX.(098)882-5814

わたしのまちの民児協
～小禄第二民児協～

（寄稿）
那覇市在宅介護支援センター小禄
相談員　宮里美生

小禄　鏡原地区での取り組みと民生委員の関わり

鏡原地区は他地区からの転入者で構成されているため住民同士のつながりが少なく、地域に自治会がないことが問題となっており、そのため、地域でお年寄りがふれあう場所がなく不便さを感じておりました。

そこで、地域高齢者が集う場所を確保したく、この地域で介護予防教室を開催したいと小禄第二民児協の上間会長に相談したところ、場所の確保を鏡原中学校に依頼し、地域の民生委員として教室開催に向けてご協力いただきました。

開会のあいさつ「これから転倒予防教室を始めます…」

学校側の了解を得た結果、毎月一回介護予防教室を継続して開催する事で、地域住民の健康維持・介護予防が図れることや、ふれあいの場として発展することを目標に進めて行くことになりました。

真向法体操教室開催

教室内容は誰でも簡単にできる真向法（まっこうほう）体操です。開催に向けて、会場近くの民生委員数名と在宅介護支援センター小禄とで打ち合わせを行い、近隣に住む閉じこもりがちな高齢者や、体操に興味のある方々に呼びかけを行うことになりました。

真向法インストラクター　大濱恵美子先生

また、会長のご厚意で小禄第二民児協全体として取組んで頂くことになり、チラシ配布及び訪問による声かけを進めた結果、当日は開催時間前から参加者が待つ姿も見られ、多くの参加者が集まり教室は大成功を収めました。

これもひとえに民生委員・児童委員さんの熱意ある呼びかけのおかげです。当日ご参加・ご協力頂いた皆様、また、時間をとってかけつけた民生委員・児童委員の皆様に感謝申し上げます。

結びに

民生委員・児童委員の活動は、地域福祉の推進員として児童から高齢者まで幅広く活躍しております。在宅介護支援センターとしても日頃から情報をスムーズに入るような体制を構築して互いに連携していきたいと感じております。今後の取り組みとして、この活動を通してさらなる地域活性化を図り、いずれはふれあいデイサービス等の立ち上げに発展することを期待しております。

健康チェック～血圧を測定している方は民生委員

市町村合併に際しての民児協の取り組みについて

体の仕組みについて説明を受ける地域の方々

連携活動を重視

現在、市町村合併にともない当該市町村民児協も合併の取り組みが活発化してきております。

去る七月二十三日には、佐敷町・知念村・玉城村・与那原町の社協と民児協の意見交換会がおこなわれ、民児協の財政や組織の状況、合併を取り組むにあたっての視点などが話し合われました。また、八月六日には南風原町・東風平町・大里村・具志頭村で同様の話し合いが開かれ、民児協で合併連絡会を立ち上げるなど積極的な取り組みがなされております。

こうした中、本会では全民児連の合併の手引きや、各県の先行事例をもとに情報提供や指導などの支援を行ってきました。

しかし、今後、合併により民生委員児童委員の定数基準の変更（町村→市制）や、主任児童委員の配置基準（一単位民児協二から三名）により合併後町村制をとる場合に、定数や配置の減員が懸念されます。特に本県の合併は今年度の一斉改選後となっていることから合併後すぐの変更等はないものと考えますが、平成十九年の改選時期には大幅な変更を余儀なくされることとなっております。

また、合併を行わない市町村においても地方分権を柱とした行政改革の影響を少なからず受けることが予想されます。実際、県補助金の地区民児協活動推進事業費の査定基準は法定単位民児協数にかかることから、単位民児協の減少にともなう補助金の減額が県行政から示されておりますし、市町村の事務費等補助金においても現行の予算維持は難しいものと考えられます。

その反面、市町村合併を背景に住民の生活圏域や社会資源が拡大し、福祉ニーズが多様化する中、民生委員児童委員活動にかかる期待はより大きなものとなっております。

このような住民の期待に応えていくためにも、今合併を「地域福祉の再構築」の機会と捉え、民生委員児童委員並びに民児協組織の活動推進や体制強化を図ることが「地域住民の一番身近な支援者」として果たすべき役割ではないでしょうか。

そのためには、新しい地域での民生委員児童委員、民児協の役割等を視野に入れた市町村行政・社協、関係機関団体との連携強化や、民生委員児童委員の資質の向上並びに主任児童委員との連携・協働が必要であります。

今後とも、地域住民の福祉の向上並びに地域福祉の推進役として特段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

編集後記

今回の「ふくらしゃ」の記事は、関係機関から見た民児協の原稿をお願いしました。

在宅介護支援センター小禄の宮里さんにはお忙しい中原稿をいただきまして、心より御礼申し上げます。これからも連携して地域福祉の向上をめざし頑張っていきましょう。

皆様方の活動事例を紹介したいと思います。投稿をお待ちしています。

（事務局 上原）